

出席停止のお知らせ

学校保健安全法第19条の規定により、医師の登園許可がでるまで出席停止となります。

なお、医師から登園の許可がでましたら、用紙に証明をいただいて、園に提出してください。

園において予防すべき伝染病

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで出席停止 
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで【登園許可書不要】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで【登園許可書不要】
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで 【その他感染症のうち、溶連菌感染症は登園許可書不要】

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかられた場合は、学校保健安全法第19条の規定に準じ、出席停止となります。受診された医療機関で発症日を確認いただき、園までお知らせください。（証明書類は不要です。）

担当医 様

丹波篠山市立こんだ認定こども園
園長 酒井 美世子

下記の園児について、登園しても支障なしということになりましたら、下記に証明をお願いいたします。

..... キリトリ

登園許可証明書

園児氏名 () 組 ()

上記の園児は、病名 () に罹患しておりましたが、感染する心配がなくなりましたので、 月 日より登園しても支障なしと認めます。

令和 年 月 日

医師名